

平成 2 5 年度

西宮市財政健全化等審査意見書

西宮市監査委員

西宮市長 今村 岳司 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	ざ こ 宏 一
同	八 木 米 太 朗

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度西宮市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第2 審査の期間

平成26年7月28日から同年8月19日まで

第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査にあたっては、疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、審査を実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された下記、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		11.25	20.00
連結実質赤字比率		16.25	30.00
実質公債費比率	7.1	25.0	35.0
将来負担比率	43.0	350.0	

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は「 」で表示している。

2 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため「 」で表示している。

資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	25年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計		20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「 」で表示している。

(参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	25年度	経営健全化基準
水道事業会計		20.0
工業用水道事業会計		20.0
下水道事業会計		20.0
中央病院事業会計	6.2	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「 」で表示している。

意見

平成25年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されていません。一般会計等の実質黒字額は44億8,075万円で、前年度に比べ6億5,234万円増加しています。一般会計等に含まれない特別会計においては、保険給付費の増などにより国民健康保険特別会計で3億2,629万円減少するなど、実質黒字額は減少しています。水道事業会計、下水道事業会計などの企業会計においても実質黒字額は減少しており、中央病院事業会計では資金不足額が2億262万円増加しています。連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は120億6,506万円で、前年度に比べ2億9,993万円増加しています。

実質公債費比率は7.1%で、前年度に比べ1.4ポイント低下しています。阪神・淡路大震災の復興事業に係る市債の償還期間が順次終了していることにより地方債の元利償還金は減少し、公営企業債の元利償還金に対する病院事業や下水道事業への繰出金の減などにより準元利償還金も減少しています。

将来負担比率は43.0%で、前年度に比べ11.8ポイント低下しています。震災復興事業に係る市債の償還が進んでいることにより地方債現在高は減少し、下水道事業債残高の減少に伴い公営企業債等繰入見込額も減少しています。

債務負担行為に基づく支出予定額や公営企業債等繰入見込額については減少傾向にありますが、地方債残高については、今後、公共施設の耐震化や老朽化対策等の投資的経費の増大などによって多額の市債発行が見込まれます。また、社会保障制度の改革など、国による制度改正の地方財政への影響も予測しがたい状況にあります。今後とも、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営の確保に努めてください。

資金不足比率については、中央病院事業会計で6.2%となっており、経営健全化基準(20.0%)を下回っているものの、前年度に引続き資金不足を生じています。

中央病院事業会計の資金不足額は2億4,793万円となっています。25年度の資金不足の増加額は2億262万円で、前年度の増加額1億1,596万円を上回っています。この主な要因は、収益的支出で現金支出を伴う医業費用が1億175万円増加したのに対し、収益的収入で医業収益が123万円の増加にとどまっていることによるものです。また、資金不足解消のため、20年度から22年度に一般会計から長期借入金16億4,100万円を借入していますが、固定負債に分類されるため、現在は資金不足比率の算定に含まれていません。償還が始まる30年度以降、借入金固定負債から流動負債に振替わることによる資金不足比率の悪化と、資金流出による経営の圧迫が懸念されます。今後の中央病院のあり方が見直される中、「西宮市立中央病院 新・改革プラン」で示された取り組み内容を確実に検証及び実行するなど、資金不足の解消に向けた早急な経営基盤の確立に努めてください。

審 查 資 料

1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

一 般 会 計		一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
西宮市	特別会計					
		中小企業勤労者福祉共済事業特別会計				
		公共用地買収事業特別会計				
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
	公営企業会計	国民健康保険特別会計				
		農業共済事業特別会計				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
一部事務組合	下水事業会計					
	中央病院事業会計					
	食肉センター特別会計					
公 社	阪神水道企業団					
	丹波少年自然の家					
	後期高齢者医療広域連合					
その他市が損失補償している団体等	土地開発公社					
	兵庫県信用保証協会					
	阪神福祉事業団					
	西宮市住宅整備資金等融資					

注 資金不足比率は各会計ごとに算定されます。

2 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	23年度	24年度	25年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率				11.25	20.00

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率}(-) = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}(-)}{\text{標準財政規模 } 96,821,272 \text{ 千円}}$$

一般会計等の実質収支額は、44億8,075万円の黒字となっており、実質赤字額は発生していません。

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計	23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	3,568,073	3,819,658	4,475,262	655,604
区画整理清算費特別会計	1,215	0	0	0
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	8,068	7,114	5,481	1,633
公共用地買収事業特別会計	2,191	1,635	10	1,625
母子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	0	0	0	0
計	3,579,547	3,828,407	4,480,753	652,346

注 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	79,672,423	79,420,370	81,028,153	1,607,783
普通交付税決定額	9,903,797	9,126,362	8,094,332	1,032,030
臨時財政対策債発行可能額	7,663,214	7,596,844	7,698,787	101,943
計	97,239,434	96,143,576	96,821,272	677,696

本市においては、23年度決算、24年度決算及び25年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「 - 」で表示しています。なお、他市のデータが入手可能な24年度決算では、すべての中核市(24年4月1日現在。以下同じ。)において、実質赤字額は発生していません。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	23年度	24年度	25年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率				16.25	30.00

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計(公営企業会計を含む。)を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率}(-) = \frac{\text{連結実質赤字額}(-)}{\text{標準財政規模} 96,821,272 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は120億6,506万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していません。

連結実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	対前年度増 減額(B-A)	
一般会計等		3,579,547	3,828,407	4,480,753	652,346	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	385,927	1,483,251	1,156,954	326,297	
	農業共済事業	451	344	21	323	
	介護保険	70,704	160,666	350,255	189,589	
	後期高齢者医療事業	155,532	183,294	195,042	11,748	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業	2,940,441	2,640,107	2,565,770	74,337
		工業用水道事業	1,766,724	2,029,599	2,153,756	124,157
		下水道事業	1,303,874	1,479,872	1,405,543	74,329
		中央病院事業	70,658	45,309	247,931	202,622
	法 非 適 用 企 業	食肉センター特別会計	4,990	4,903	4,901	2
計		10,278,848	11,765,134	12,065,064	299,930	

注 24年度及び25年度の中央病院事業会計の資金不足額は、負数()で表示。

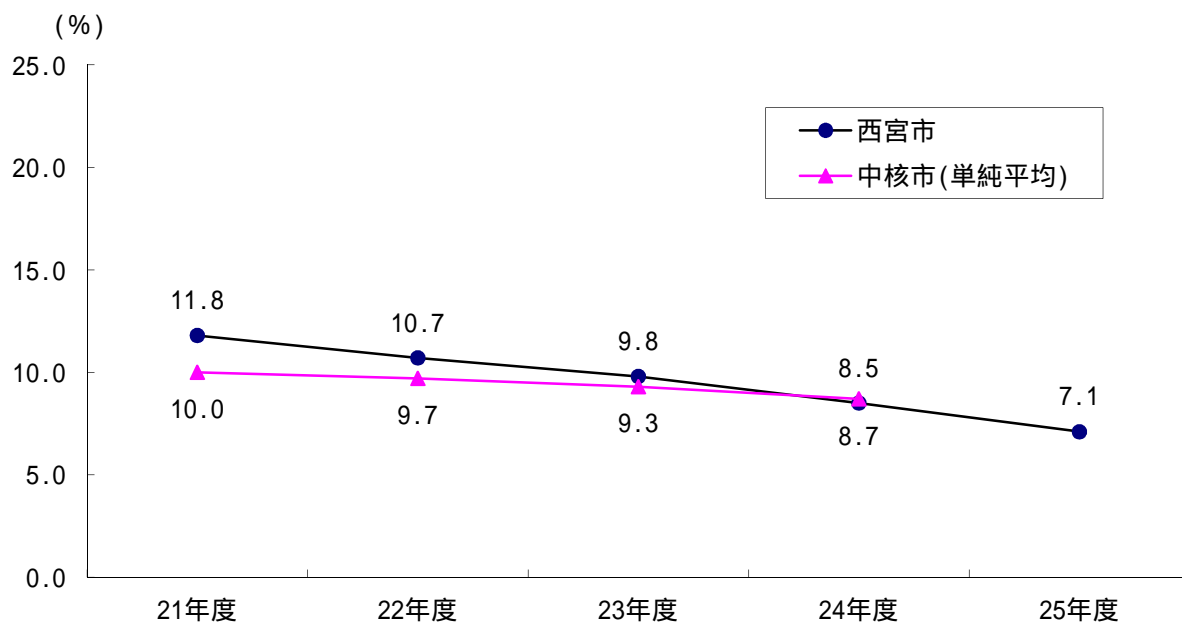
本市においては、23年度決算で実質赤字額・資金不足額を生じた会計はなく、24年度決算及び25年度決算では中央病院事業会計で資金不足額が生じましたが、他の会計の実質赤字額・資金剰余額が大きいため連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「 - 」で表示しています。なお、24年度決算では、すべての中核市において、連結実質赤字額は発生していません。

(3) 実質公債費比率(3か年平均)

(単位：%)

区 分	23年度	24年度	25年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質公債費比率	9.8	8.5	7.1	25.0	35.0

実質公債費比率(3か年平均)



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

単年度では、23年度9.5%、24年度6.3%、25年度5.5%となっています。3か年の実質公債費比率を平均した結果7.1%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っています。

25年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 5.5\% &= \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \\ &= \frac{(19,266,011\text{千円} + 5,880,206\text{千円}) - (6,924,534\text{千円} + 13,628,987\text{千円})}{96,821,272\text{千円} - 13,628,987\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

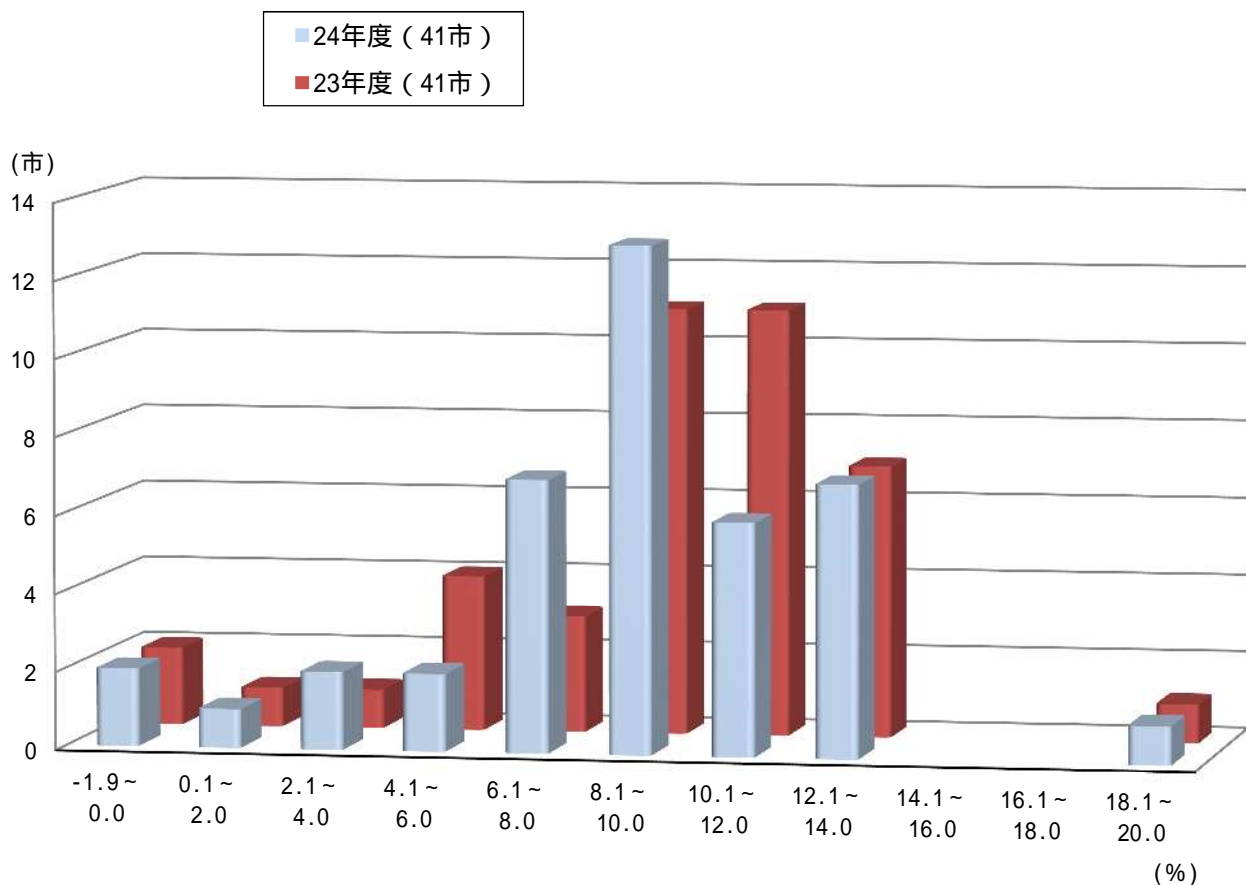
実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

（単位：千円）

項 目	23年度	24年度	25年度
A 地方債元利償還金	22,767,318	20,383,010	19,266,011
B 準元利償還金	7,670,087	5,952,993	5,880,206
C 特定財源	7,004,345	6,798,497	6,924,534
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	15,654,207	14,300,843	13,628,987
E 標準財政規模	97,239,434	96,143,576	96,821,272

24年度決算においては、中核市の実質公債費比率(3か年平均)の平均値は8.7%でした。本市の実質公債費比率は、24年度決算では8.5%で平均値とほぼ同率となっており、中核市41市の中では低いほうから18番目となっています。

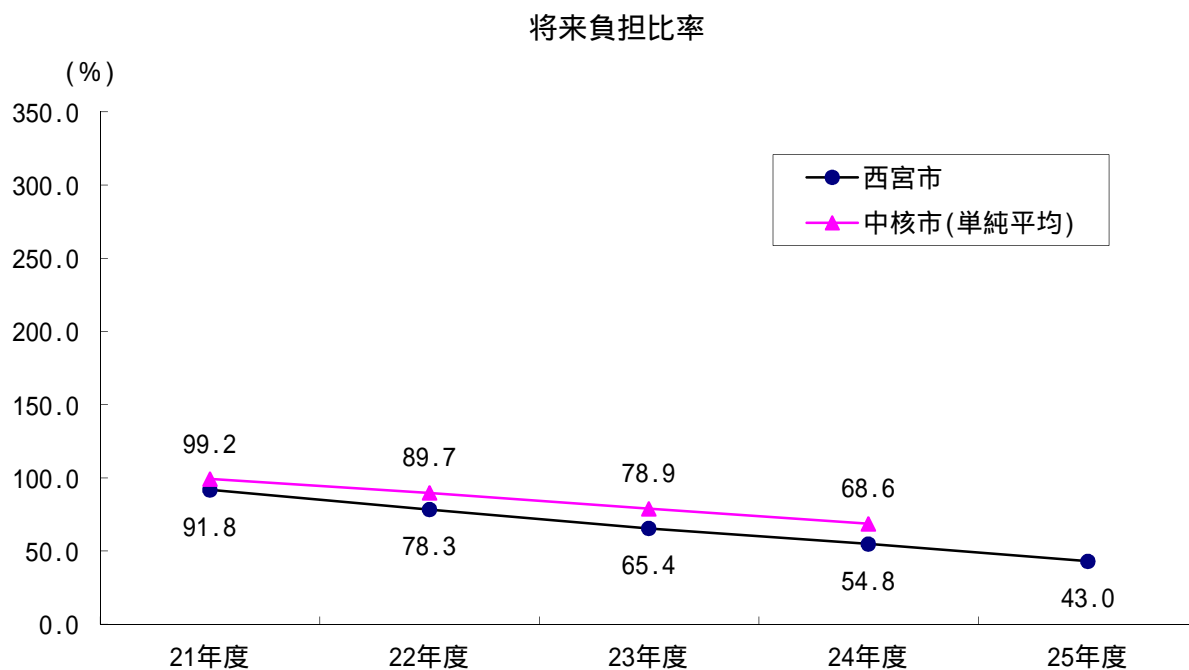
中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりです。



(4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	23年度	24年度	25年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
将来負担比率	65.4	54.8	43.0	350.0	



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率は43.0%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っています。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていません。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率 } 43.0\% &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{238,145,839\text{千円} - 202,319,290\text{千円}}{96,821,272\text{千円} - 13,628,987\text{千円}}
 \end{aligned}$$

- A 将来負担額
- B 充当可能財源等
- C 標準財政規模
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	170,905,506	165,776,442	159,511,530	6,264,912
債務負担行為に基づく支出予定額	13,573,492	12,605,496	11,744,524	860,972
公営事業会計の地方債の元金償還に 充てる一般会計等からの繰入見込額	46,430,248	43,659,153	41,669,258	1,989,895
組合等の地方債の元金償還に充てる 市からの負担等見込額	1,549,978	1,233,843	918,903	314,940
退職手当支給予定額のうち、一般会計 等の負担見込額	25,421,995	25,493,131	24,180,322	1,312,809
市が設立した一定の法人の負債額等 の一般会計等の負担見込額	177,179	87,277	121,302	34,025
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合等連結実質赤字額相当額のうち、 一般会計等の負担見込額	0	0	0	0
計	258,058,398	248,855,342	238,145,839	10,709,503

地方債の現在高は1,595億1,153万円で、阪神・淡路大震災に関連する事業を実施するために借入れた市債の影響が大きくなっています。

債務負担行為に基づく支出予定額は117億4,452万円で、主なものは、北口北東再開発ビル駐車場整備事業23億1,738万円、北口図書館整備事業19億1,811万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)12億9,552万円、西宮浜小学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)12億1,582万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)11億7,864万円、北口保健福祉センター整備事業10億570万円となっています。

企業債等繰入見込額は416億6,925万円で、昭和末期から平成初年頃に集中して下水道整備を行ったことから企業債が増大し、下水道事業会計に対する繰入見込額は399億1,761万円となっています。

退職手当負担見込額は241億8,032万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,178人が、25年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっています。

各会計等に係る将来負担額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債の現在 高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	159,141,948	11,744,524			24,180,322	
	区画整理清算費特別会計						
	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計						
	公共用地買収事業特別会計	260,400					
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	109,182					
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	農業共済事業特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		1,036,044			
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計			39,917,619		
		中央病院事業会計			560,247		
	非適用	食肉センター特別会計			155,348		
一部事務組合	阪神水道企業団				867,326		
	丹波少年自然の家				51,577		
	後期高齢者医療広域連合						
公社	土地開発公社					40,322	
その他市が損失補償している団体等	兵庫県信用保証協会						13,469
	阪神福祉事業団						67,511
	西宮市住宅整備資金等融資						
計		159,511,530	11,744,524	41,669,258	918,903	24,180,322	121,302

注 退職手当負担見込額は、25年度末退職者を除く全職員(3,429人)のうち、水道事業管理者(1人)、水道事業会計(182人)、工業用水道事業会計(7人)、下水道事業会計(61人)を除いた3,178人が対象。

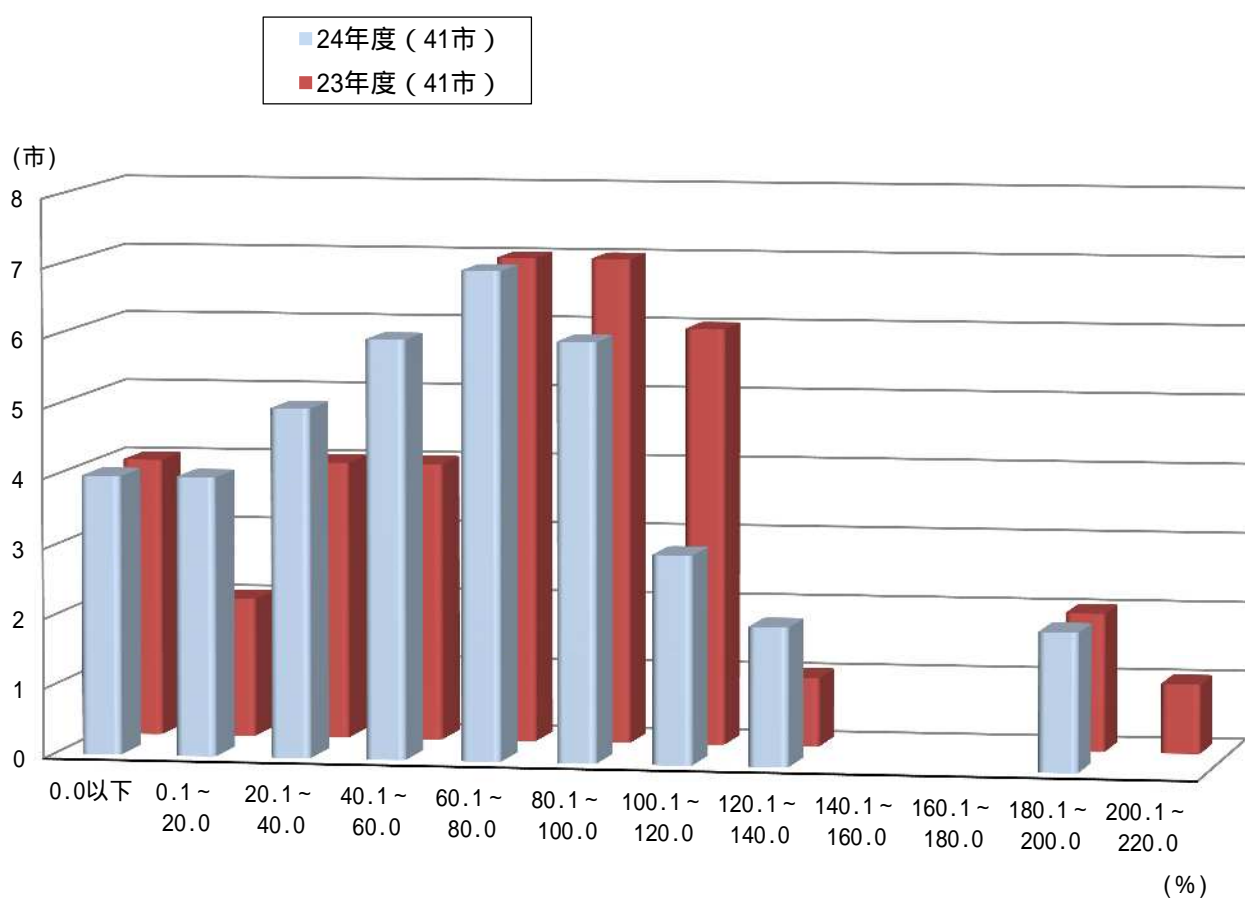
充当可能財源等の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項目	23年度	24年度 (A)	25年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	19,764,079	22,358,680	27,196,732	4,838,052
充当可能特定歳入	52,274,191	49,211,646	45,369,304	3,842,342
うち都市計画税	47,333,199	44,615,612	41,305,372	3,310,240
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	132,583,049	132,398,666	129,753,254	2,645,412
計	204,621,319	203,968,992	202,319,290	1,649,702

24年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は68.6%でした。本市の将来負担比率は、24年度決算では54.8%と平均値を下回っており、中核市41市の中では低いほうから18番目となっています。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりです。



3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、19年度決算から算定されることとなったものです。

この比率が、経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっています。

25年度決算では、中央病院事業会計において資金不足が生じています。

(1) 地方公営企業法適用会計

(単位：%)

会計名	23年度	24年度	25年度	経営健全化基準
水道事業会計				20.0
工業用水道事業会計				20.0
下水道事業会計				20.0
中央病院事業会計		1.1	6.2	20.0

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業(医業)収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために、翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
イ	算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
エ	解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ	営業収益の額	決算における営業収益の額
カ	受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

水道事業会計

(単位：千円)

区 分	23年度	24年度	25年度
A 資金の不足額 (ア+イ) - (ウ+エ) は資金剰余	2,940,441	2,640,107	2,565,770
ア 流動負債 - -	1,924,486	1,899,253	1,988,288
流動負債	1,934,050	1,909,655	2,001,350
控除未払金等	0	0	0
控除額	9,564	10,402	13,062
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 - -	4,864,927	4,539,360	4,554,058
流動資産	4,864,927	4,539,360	4,554,058
控除財源	0	0	0
控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ - カ)	9,132,688	9,039,210	8,957,572
オ 営業収益の額	9,140,379	9,041,994	8,974,200
カ 受託工事収益の額	7,691	2,784	16,628
資金不足比率 A / B × 100 資金不足額がない場合「 」表示	32.2	29.2	28.6

工業用水道事業会計

(単位：千円)

区 分	23年度	24年度	25年度
A 資金の不足額 (ア+イ) - (ウ+エ) は資金剰余	1,766,724	2,029,599	2,153,756
ア 流動負債 - -	36,256	33,681	27,768
流動負債	36,287	33,703	27,768
控除未払金等	0	0	0
控除額	31	22	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 - -	1,802,980	2,063,280	2,181,524
流動資産	1,802,980	2,063,280	2,181,524
控除財源	0	0	0
控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ - カ)	570,528	507,773	425,139
オ 営業収益の額	570,872	508,550	425,139
カ 受託工事収益の額	344	777	0
資金不足比率 A / B × 100 資金不足額がない場合「 」表示	309.7	399.7	506.6

下水道事業会計

(単位：千円)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
A 資金の不足額 (ア+イ) - (ウ+エ) は資金剰余	1,303,874	1,479,872	1,405,543
ア 流動負債 - -	4,733,035	3,164,270	2,055,108
流動負債	4,733,035	3,164,270	2,055,108
控除未払金等	0	0	0
控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 - -	6,036,909	4,644,142	3,460,651
流動資産	6,036,909	4,644,142	3,460,651
控除財源	0	0	0
控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ - カ)	8,297,654	8,135,462	7,983,879
オ 営業収益の額	8,331,825	8,169,288	8,017,727
カ 受託工事収益の額	34,171	33,826	33,848
資金不足比率 A / B × 100 資金不足額がない場合「 」表示	15.7	18.2	17.6

中央病院事業会計

(単位：千円)

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
A 資金の不足額 (ア+イ) - (ウ+エ) は資金剰余	70,658	45,309	247,931
ア 流動負債 - -	557,191	666,054	864,314
流動負債	557,191	666,054	864,314
控除未払金等	0	0	0
控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 - -	627,849	619,979	607,135
流動資産	627,849	619,979	607,135
控除財源	0	0	0
控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	766	9,248
B 事業の規模 (オ - カ)	3,955,026	3,951,531	3,952,770
オ 医業収益の額	3,955,026	3,951,531	3,952,770
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A / B × 100 資金不足額がない場合「 」表示	1.8	1.1	6.2

(2) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	23年度	24年度	25年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計				20.0

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

資金不足比率の算定は、次のとおりです。

食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

項目	23年度	24年度	25年度
A 資金の不足額 - + は資金剰余額	4,990	4,903	4,901
歳出	309,928	295,393	371,093
歳入	314,918	300,296	375,994
翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
B 事業の規模	130,635	141,153	139,047
資金不足比率 A / B × 100 資金不足額がない場合「」表示	3.8	3.4	3.5